

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 6年 5月14日

京都市長 宛

提出者

住 所 京都市南区西九条高畠町31
 氏 名 清水長金属工業株式会社
 代表取締役 近藤 慶太
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 075-681-7331

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和4年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	清水長金属工業株式会社
事業場の所在地	京都市南区西九条高畠町31
事業の種類	2464 電気めっき業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	80t	全処理委託量	80t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	80t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 96.080t 前 年 度 88.550t
------------------------------------	-------------------------------

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

令和2年度より電子マニフェストを運用。

※事務処理欄	
--------	--

特 別 管 理 産 業 廃 梨 物 处 理 計 画 実 施 状 況 報 告 書 の [集 計 用 シ ト]

- 特別管理産業廃棄物の種類ごと（排出したもの）に、①～⑯の各数値を記載してください。（自動で第2面に転記されます。）
- 下表にない特別管理産業廃棄物を排出した場合は、「産業廃棄物の種類」欄に、品目名を記載してください。
- 行が足りない場合は、行を追加してください。（また、シートを追加して、第2面を作成してください。）

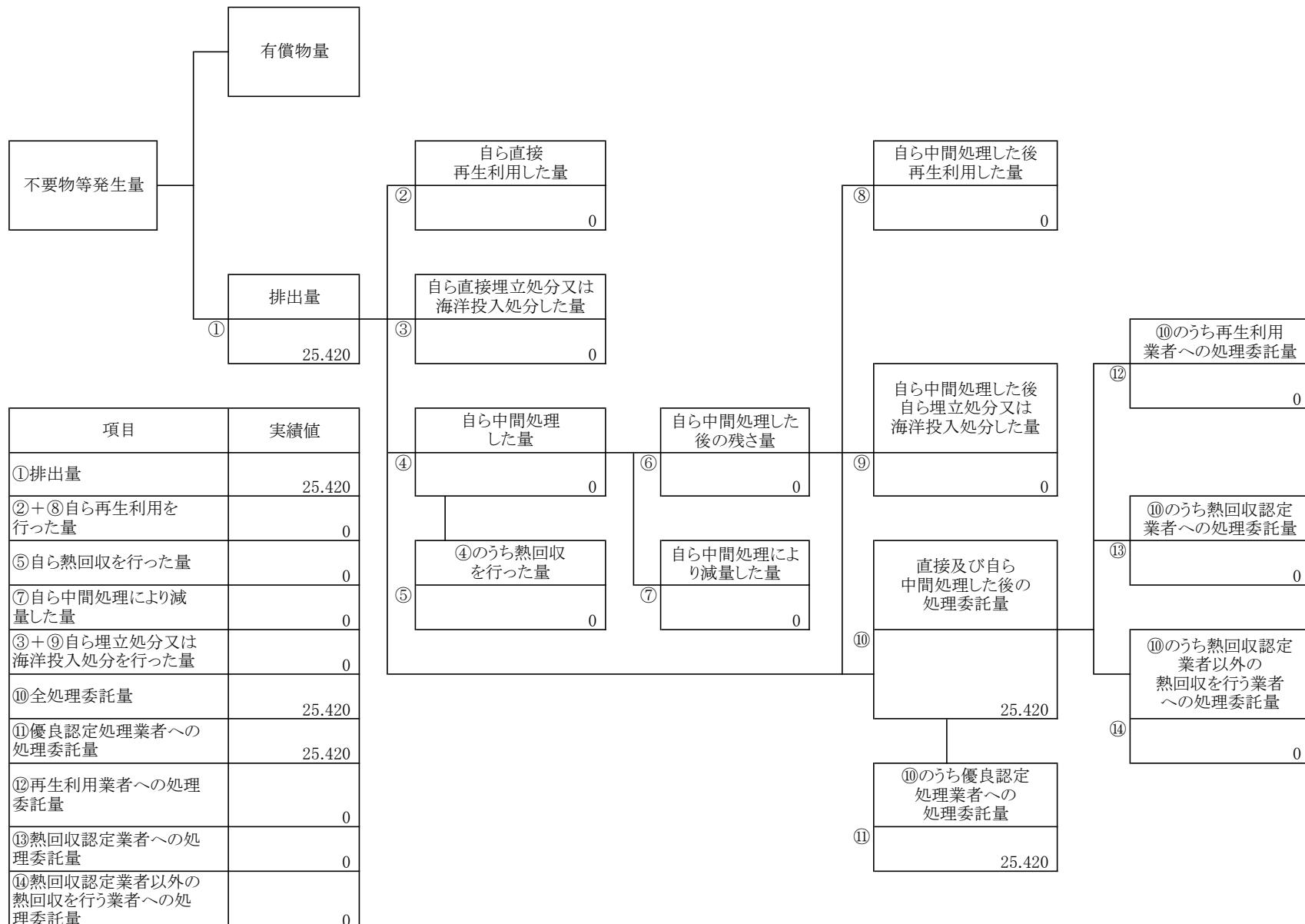
特別管理産業廃棄物の種類	計 画 の 実 施 状 況													(⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	②+⑧	③+⑨	
	①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自己直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量(t)	④自ら中間処理し た量(t)	⑤④のうち 熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残さ量 (t)	⑦自ら中間処理し た後再生利用 した量(t)	⑧自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は海 洋投人処分した量(t)	⑨自己処理した後の 処理委託量(t)	⑩直接及び自ら 自己処理した後の 処理委託量(t)	委 托 先 に よ る 区 分	⑪再生利用業者への 処理委託量(t)	⑫熱回収認定業者 への処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者以外の 熱回収業者への処理委託量(t)	⑭その他の中間処 理業者への処理委託 量(t)	⑮優良認定処理業者 への処理委託量(t)	⑯自ら再生利用 を行った量(t)
法で定められている種類（シリコンダーダストなど、一部不可分のものについては、空欄にて記載してください。）	当該事業場において生じた産業廃棄物のうち再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち、自ら中間処理を行った量	⑤の量から⑥の量を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑦の量のうち、自ら中間処理及び最終処分を委託した量	⑧の量のうち、処理業者へ委託した量	⑨の量のうち、認定熱回収施設設置者の再生利用委託量(⑪、⑫を除く)	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑪の量のうち、直接委託して運営している処理業者への焼却処理委託量	⑫の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量(⑪～⑩を除く)	⑬の量のうち、直接終処分した量	⑭の量と⑬の量を合計したものの自動計算量	⑮の量と⑯の量を合計したものの自動計算量		
pH2.0以下の廃液	25.420	0	0	0	0	0	0	0	25.420	0	0	0	0	25.420	0	25.420	0
pH2.0以下の中液(基準値を超える有害物質を含むもの)	0.950	0	0	0	0	0	0	0	0.950	0	0	0	0	0.950	0	0.950	0
pH12.5以上の廃アルカリ	51.590	0	0	0	0	0	0	0	51.590	0	0	0	0	51.590	0	51.590	0
pH12.5以上の廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	6.080	0	0	0	0	0	0	0	6.080	0	0	0	0	6.080	0	6.080	0
汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	0.260	0	0	0	0	0	0	0	0.260	0	0	0	0	0.260	0	0.260	0
廃液(基準値を超える有害物質を含むもの)	4.250	0	0	0	0	0	0	0	4.250	0	0	0	0	4.250	0	4.250	0
合計	88.550	0	0	0	0	0	0	0	88.550	0	0	0	0	88.550	0	88.550	0

(注)①～⑩未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: pH2.0以下の廃酸)

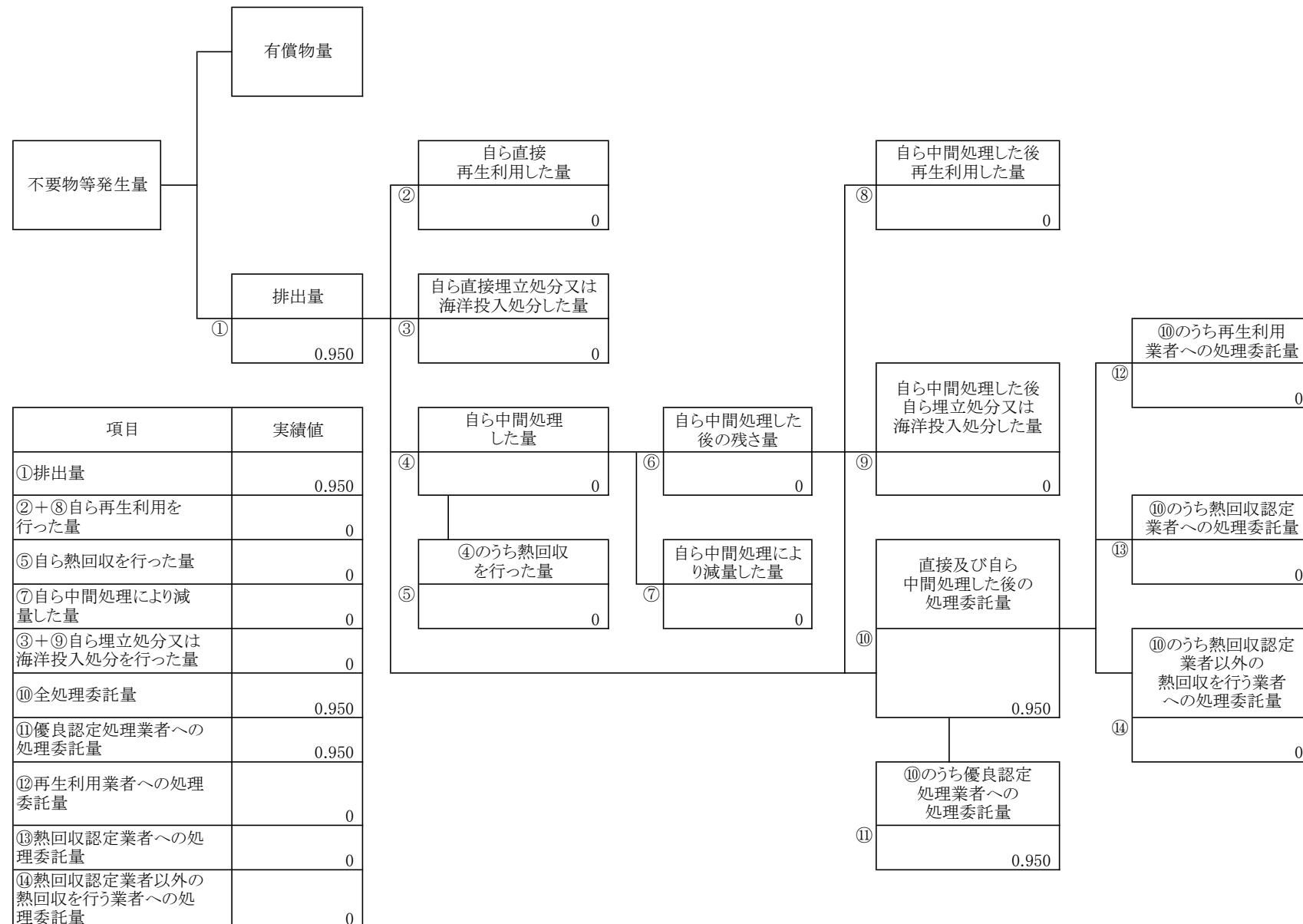
(第2面)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: pH2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)

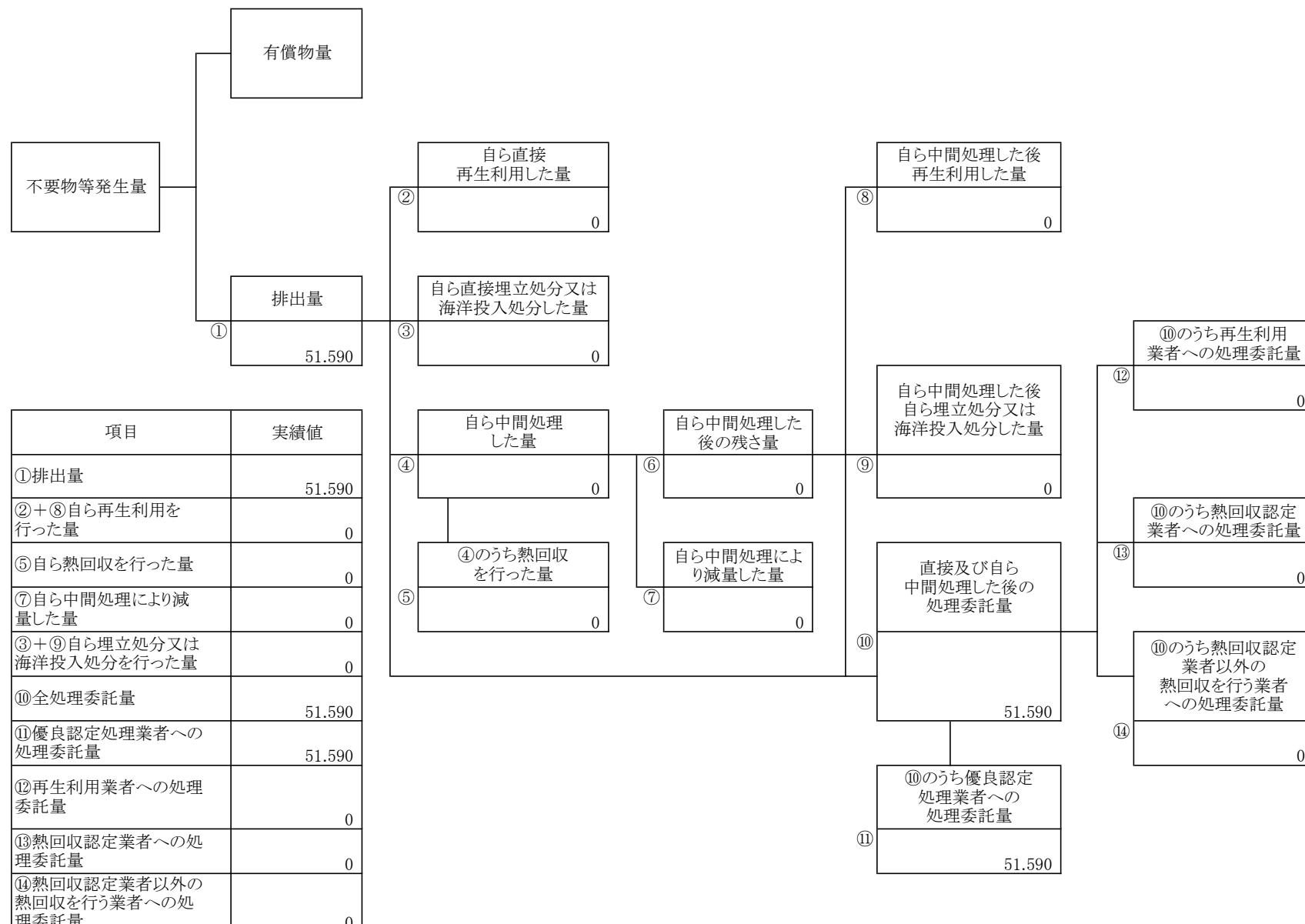
)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: pH12.5以上の廃アルカリ)

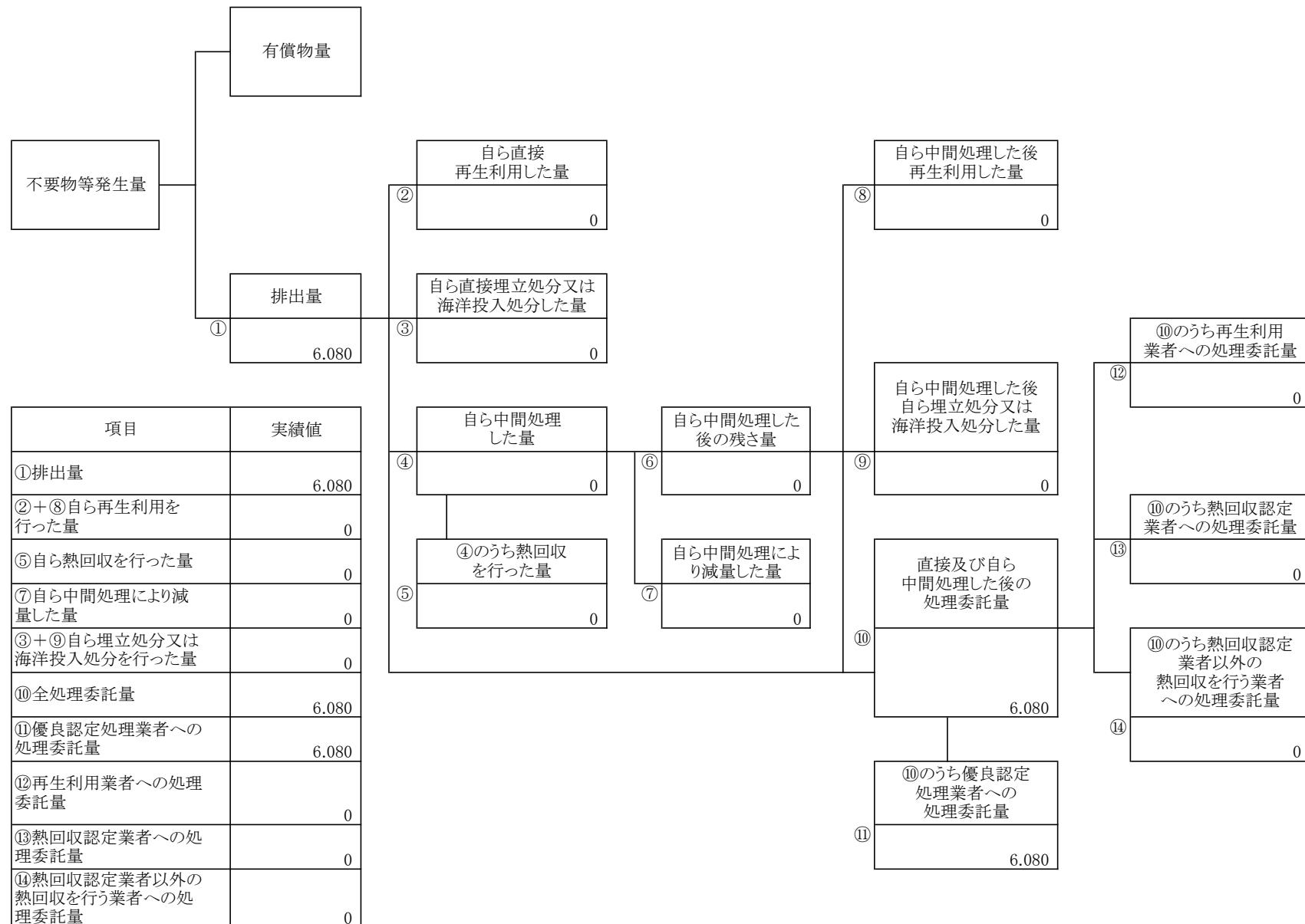
(第2面)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: pH12.5以上の廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの))

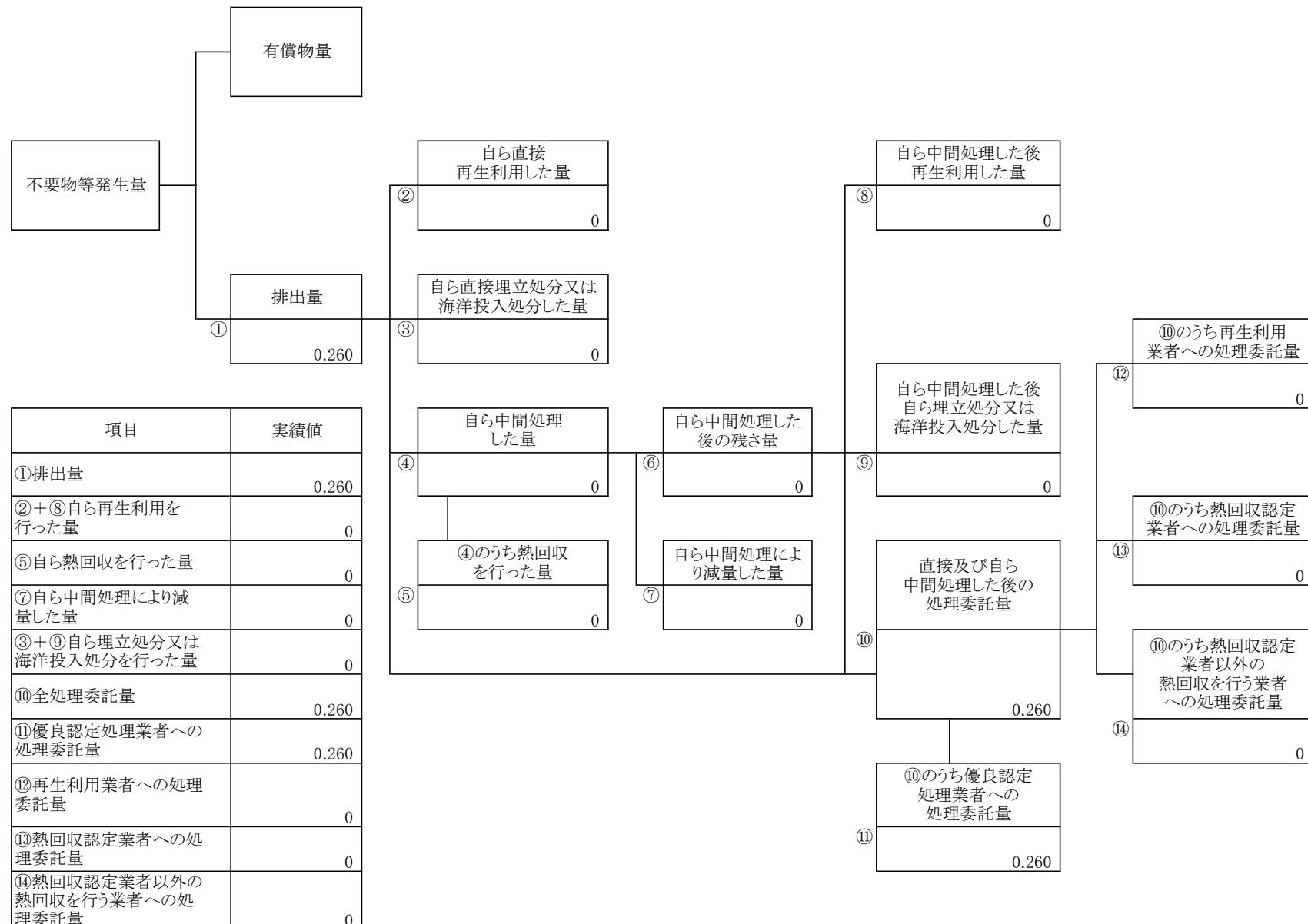
(第2面)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの))

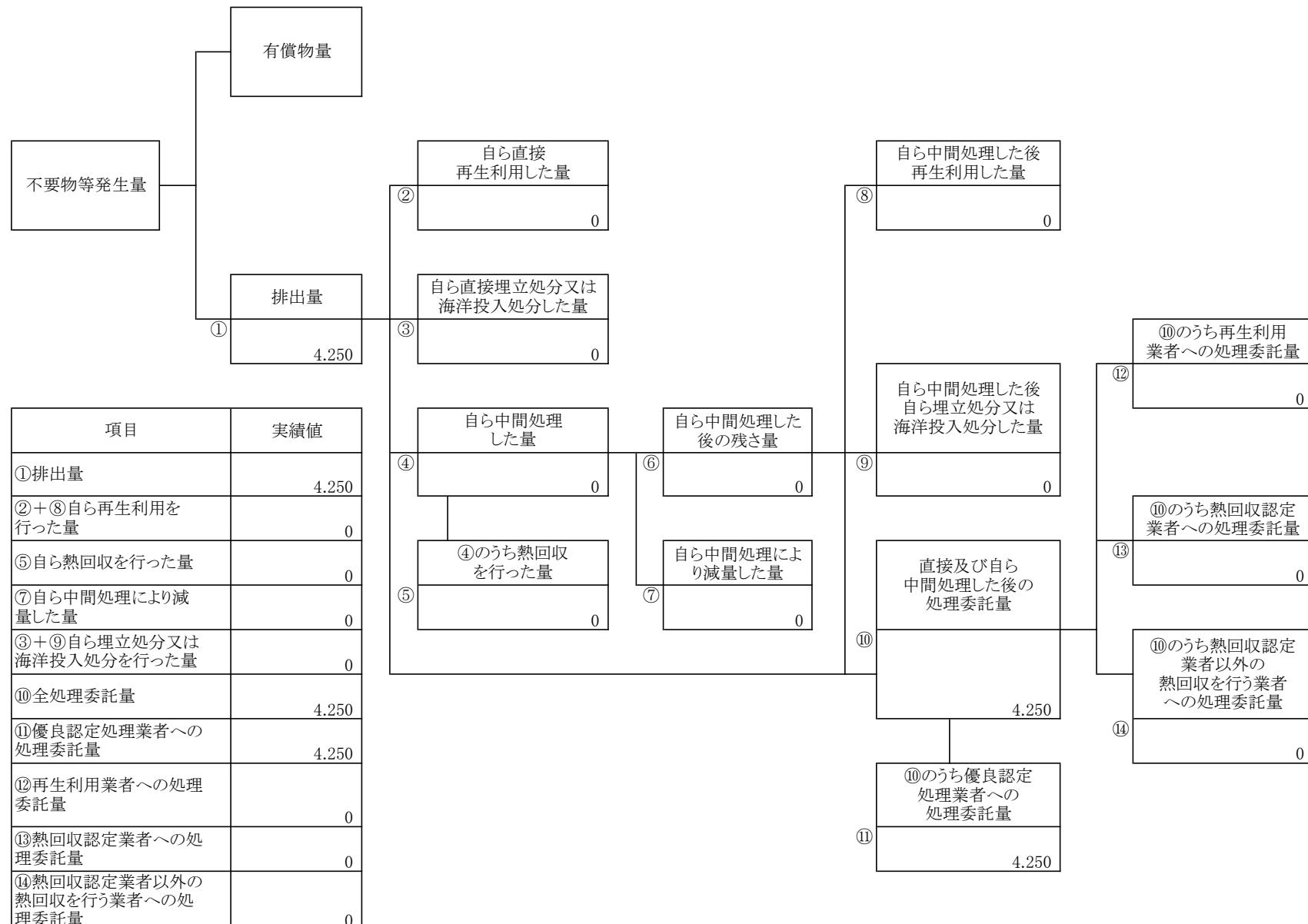
(第2面)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの))

(第2面)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物処理について、①～⑪の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。